競　技　注　意　事　項

１．競技規則について

本大会は、2024年日本陸上競技連盟競技規則及び本大会申し合わせ事項により実施する。

２．練習について

　（１）本競技場での練習は審判員の指示に従うこと。

　（２）練習は指定された練習場所(補助競技場・雨天練習場)を使用すること。

　　　　　※大会参加者以外の使用を禁止する。

　（３）練習場所ではハンマー投はターンのみの練習とする。

　（４）事故防止のため、周囲の状況に注意を払いながら練習すること。

３．招集について

（１）招集所は、本競技場第２ゲートに設ける。

（２）招集完了時刻は、トラック競技を競技開始２０分前、フィールド競技を４０分前（ただし棒高跳を２

時間前）とする。

　（３）招集完了時刻に遅れた場合は、当該種目を欠場したものとして処理する。

（４）リレー競技のチーム編成は、各ラウンドの第１組の招集完了時刻の１時間前までに正式に申告しなければならない（TR24.11）。リレーオーダー用紙は招集所に提出すること。

　　　　※リレーオーダー用紙は招集所で配布。

４．アスリートビブス（ビブス）について

すべての競技者は、ユニホームの胸・背部にビブスを確実につけること。ただし、跳躍競技の競技者は、背または胸につけるだけでもよい。

５．競技について

（１）トラック競技のレーン順、フィールド競技の試技順はプログラム記載順による。

（２）トラック競技１,０００ｍ以下の距離の種目は、予選・決勝を行う。決勝は予選タイム9～16位の組、1～8位の組の順に２組実施する。ただし、エントリー数に応じて、決勝を１組のみとする場合がある。

（３）トラック競技１,０００ｍ以上の距離の種目は、全てタイムレースとしタイムにより順位を決定する。

（４）男子５,０００ｍ、男子５,０００ｍWは、主催者が準備したビブスを付けること。その際、招集時には正規のビブスを持参すること。

（５）男子走幅跳は、A・Bピットで実施する。

（６）三段跳の踏切板は、砂場まで男子１１ｍ、女子９ｍとする。

（７）棒高跳の支柱移動希望者は「支柱移動申込書」（招集所に置く）を現地の競技役員に提出すること。（８）競技用具は主催者で用意したものを使用する。ただし、棒高跳びのポールは、持参したものを検査

後に使用してもよい。

　（９）運営上、次の競技を同時に実施する。　女子ハンマー投・男子ハンマー投

６．トラック競技の制限時間は次の通り実施する。この時間を過ぎると次の周回に入らない。

　（１）男子５,０００ｍＷ 制限時間３０分

　（２）女子５,０００ｍＷ　 　制限時間３２分

７．跳躍競技のバーの上げ方について

　（１）走高跳男子（練習1ｍ65）競技開始の高さ1ｍ70以降5㎝刻み、1m95以降3cm刻みとする。

 （２）走高跳女子（練習1ｍ30）競技開始の高さ1ｍ35以降5㎝刻み、1m65以降3cm刻みとする。

 （３）棒高跳男子（練習3ｍ10）競技開始の高さ3ｍ20より開始する。

　（４）棒高跳女子（練習1ｍ90）競技開始の高さ2ｍ00より開始する。

　※ただし、天候等の状況により最初の高さおよびバーの上げ方を変更することがある。

８．計測ラインは次のように設定する。（ただし、状況により変更することがある）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 男 | 女 |
| 跳躍 | 走幅跳 | ５ｍ００ | ４ｍ００ |
| 投てき | 砲丸投 | ７ｍ００ | なし |
| 円盤投 | ２５ｍ００ | なし |
| やり投 | ４０ｍ００ | なし |
| ハンマー投 | なし | なし |

９．応援について

　（１）フィールド競技に支障のあるような応援はしないこと。

（２）競技試技中の集団応援は、サイド・バックスタンドの2階席スタンドで行うこと。

（３）メインスタンドでの集団応援、メインスタンド最前列に立っての応援、および招集場所（第２ゲート）

付近での応援は禁止する。

　（４）フィールド競技においてトップ８に入るまでは、競技進行上、手拍子応援を求めないこと。

（５）応援旗・部旗・横断幕・のぼり旗の設置は、正面スタンドおよびスタンドの最前列を禁止とする。

１０．表彰について

　　種目別表彰はその都度行う。３位までの入賞者は当該競技終了後、直ちに表彰者控え席に集合する。

控え席は正面出入り口とする。

１１．その他

（１）競技中に発生した事故などについては応急措置を主催者で行うが、以後の責任は一切負わない。

医務室は１００ｍゴール側に設置する。

（２）チーム・個人で出されたゴミは、すべて各自の責任で持ち帰ること。

（３）撮影において、報道関係者以外の望遠レンズの使用を禁止する。

（４）点呼を受けた後は、競技場内に携帯電話や電気機器・通信機器の持ち込みは禁止とする。